

中等教育機関における課外活動
の意義とその影響について——
運動系クラブにおける課外教育
の正否の効果について——

**The negative side of the
extracurricular activities in
the secondary education
organization**

※このページは審査用の表紙となります。執筆者名は記入せず、「論文タイトル
(Title in English)」のみ記入してください。

1. 中等教育機関における課外活動の意義とその影響について
——運動系クラブにおける課外教育の正否の効果について——

2. The negative side of the extracurricular activities in
the secondary education organization

3. キーワード：部活動 体罰 いじめ

4. 日本語論文要旨（500文字以内）

「研究目的」「研究方法」「研究成果」について明記すること。また、「独自性」についても言及すること。

部活動については多くの人が中学・高校時代に熱心に取り組んできたと思われるそれは学校生活の中心の1つとなっていたものであり、良いイメージというものを抱かれやすい。しかし部活動が与える影響というのは本当にメリットだけなのだろうか。文部科学省などが定めるガイドラインなどには現状と大きく乖離したような文言が記されているように、現在本来の目的との間に大きなギャップが出来てしまっているのではないか。我々はその正の側面ではなく部活動による悪影響に注目し、部活動の本来の在り方について研究しようと考えた。今までに起きたさまざまな事例と、海外の部活動(クラブ活動)との比較、我々が集計したアンケートの結果を中心に考察することで、体罰・パワハラ問題など、部活動を取り巻く様々な諸問題や現状を把握することができた。そうしてこの得た情報をまとめ、部活動のこれからの在り方というものを提案する。部活動に関する論文のうちメリットにのみ言及するものと、それに対して、デメリットにのみ言及するものの二極化がみられた。そこで我々はデメリットを踏まえたうえで、どうやって改善すればメリットの部分が伸ばせるのかを研究、提言したいと考える。

5. 英語論文要旨 (200word 程度)

「研究目的 (Purpose)」「研究方法 (Methodology)」「研究成果 (Findings)」について明記すること。また、「独自性 (Originality)」についても言及すること。

Many people may have the experience of club activities. And most people have a good image for club activities. However, we thought in a question whether the club activities had only really good influence. The guideline of the Ministry of Education, Culture, Sport, Science and Technology becomes estranged with the current state. This shows an ideal and real gap. So we paid attention to a bad aspect of club activities, and we studied. Our methodologies are some example of scandal of club activities, comparison with foreign countries and Japan, totaled questionnaire result. So, we became able to understand that various problems including the physical punishment. Based on these collected information, we suggest the way of club activities in the future. Some monograph about club activities that we searched are bipolarization. The one is described only the merit (good aspect), another is described only the demerit (bad aspect). So we chose the course of touching the good aspect and suggesting the solution of the bad aspect.

【目次】

第1章 はじめに

第2章 運動部活動について

第3章 運動部活動によるメリット

第4章 運動部活動による不祥事

第5章 体罰・いじめの現状

第6章 海外のクラブ活動との比較

第7章 アンケート結果・考察

第8章 部活動はこの先どうあるべきかの提案

第9章 おわりに

参考文献・データ出典

第1章 はじめに

学校で正課外において展開される課外活動と聞くと多くの人が良いイメージを抱くであろう。課外活動のなかでも運動系の諸クラブは特に目立つ存在である。たとえば夏の全国高等学校野球選手権大会、通称甲子園は、ひたむきにプレーする球児を見ようと甲子園球場を埋め尽くすほどの観客が訪れる。そのほかにもサッカー、バスケットボールなどメジャーな競技では、インターハイ、全国大会となるとまるでプロの大会のようにメディアから注目される。その舞台に立つために毎日放課後部活動に取り組み、仲間と過ごした日々のことを青春と懐かしむ人は少なくない。そのような部活動は教育課程外の活動ではあるが、スポーツや文化活動など、教科の枠を超え、生徒たちの興味・関心・自主性を主とした活動である。なおかつ中学生・高校生にとって学校生活・日常生活において大きな部分を占めている。また、異なった年齢集団に自身の身を置くことにより、日常生活の中や通常教育課程の活動では会得し難い対人関係や集団生活経験を積む重要な機会になっており、小川・岡田（2017）によれば、「部活動において育まれる『忍耐力・責任感・協調性・上下関係』が、信頼・友情を深め、好ましい人間関係の構築や自己の能力・態度・礼儀などの自己形成に有効的である」ⁱとされている。しかし、部活動が与える影響は正の側面だけなのだろうか。

実際、今年に入り、日大アメフト部問題やアマチュアレスリング、ボクシング協会、そして体操協会の内部からの問題がマスコミなどに多く取り上げられている。アマチュアスポーツが学校や一部のクラブチームのような閉ざされた環境のなかで育まれた経験から、その部内での諸問題がなかなか表面化することなく、内部関係者からのリークや訴えが直接連盟トップや日本協会に届くような構造である点が浮き彫りにされているのである。この類似の案件が実業団や大学のみならず、中等教育機関の学校運動部でも潜在的に起こっている可能性は否定できないであろう。本稿では、「教育」という輝きの陰に生じる負の側面に焦点を当てながら本来の部活動の在り方を考えていく。また今回考えていく運動部活動一部例外を除き中学校・高等学校の集団競技を対象とする。

第2章 運動部活動について

ここでは、中等教育機関における課外活動なかでも、体育会系の部活動の現状について見ていく。文部科学省によれば、学校教育における運動部活動の意義とは、「スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒によって自主的に組織され、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動」であり、また「スポーツは、人類が生み出した貴重な文化であり、自発的な運動の楽しみを基調とし、障害の有無や年齢、男女の違いを超えて、人々が運動の喜びを分かち合い、感動を共有し、絆を深めることを可能」にするだけでなく、「さらに、次代を担う青少年の生きる力を育むとともに、他者への思いやりや協同する精神、公正さや規律を尊ぶ人格を形成」する、と定義されているⁱⁱ。

近年の日本の運動部活動加入率は中学校が 65.2%、高等学校が 41.9%となっているⁱⁱⁱ。また1校あたりの運動部数と1部あたりの部員数は、中学校では約 15 部・30 人、高等学校では約 24 部・約 20 人、部活動への入部のあり方は中学校では「原則として全員入部であり、その部の活動の全てに参加することになっている」が 30.4%、「希望者だけが入部することになっている」が 66.7%、「原則として全員入部であるが、一部にだけ参加すればよいことになっている」が 1.9%というデータもある^{iv}。生徒の部活に対する満足度として中学校の運動部員の 83.4%、高等学校の 83.8%が運動部活動は「楽しい」と回答していた。また、子どもの運動部活動への満足度は中学校で 87.4%、高等学校で 90.3%が「満足している」と答えた^v。文部科学省のスポーツ庁により策定された「部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」（2018 年 3 月）によると「成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう」に、学期中は週当たり 2 日以上以上の休養日を設けることや長期休暇中にはある程度の長期の休養期間（オフシーズン）を設

けること、さらに、1日の活動時間は、長くとも平日2時間、学校が休みの日は3時間程度と書かれている。

しかし、実際には部活動の休養日を設けていない中学校の割合は22.4%、また1ヶ月に土日に休養日を設定していない中学校の割合は42.6%と示されている。中学生にとって好ましくない環境で部活動を行っている学校も多いため、精神的、肉体的に過度にストレスをかけてしまう可能性もある。また文部科学省でこういった運動部活動の指導についてのガイドラインが策定されるようになったのは2013年5月からであり、その背景として、2012年12月に大阪市立桜宮高校の男子生徒が体罰を背景として自らの命を絶ってしまった痛ましい事件（参考記事①

<https://webronza.asahi.com/national/themes/2913012200001.html>）が発生してしまったことが挙げられる。

第3章 運動部活動によるメリット

以上、現時点までの中等教育機関における体育会系課外活動の状況を前提にしてその教育効果についてみておこう。まず、運動部活動について文部科学省は「運動部活動は、自主的に自分の好きな運動に参加することにより、体育の授業に加えて、スポーツに生涯親しむ能力や態度を育てる効果を有しており、あわせて、体力の向上や健康の増進を一層図るものである。その上、学級や学年を離れて生徒が活動を組織し展開することにより、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成し、仲間や教師(顧問)と密接に触れ合う場としても大きな意義を有するものである。このように、運動部活動は生徒のスポーツ活動と人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、さらには学校の一体感の醸成にもつながるものである。」^{vi}と述べている。運動部活動は学級、学年が離れた生徒たちが集まる集団である。その中で生徒たちが自主性を重んじながら活動を展開している。また小川・岡田(2017)は「部活動を通して『忍耐力』『責任感』『協調性』『先輩や後輩との関わり』等

を得る中で、協力しあい友情を深めるといった好ましい人間関係を築きながら自ら人格の形成に向け、獲得した能力・態度・礼儀を自己認識し自己形成への努力が確認できた」小川・岡田（2017）。と述べているように体力や、競技の技術力の向上だけでなく、部活動は人間として大切な部分を育てるものとしている。生徒たちにとって集団の中で目標に向かって努力するうえで他人と協調しあうことは確かに生徒の「生きる力」を育んでいると言えるのかもしれない。またこのほかに岡澤・三上(1998)は運動有能感というものを提唱している^{vii}。これはつまり「自己の能力や技能に対する肯定的な認知」^{viii}杉山（2016）であり、運動をしたことによる充実感や、運動場面における自身が日々の生活、学習に対する意欲につながるという考え方である。運動有能感には3つの尺度が定められている。岡澤氏・三上（1998）によれば、それは、次の3点にまとめられる。

- 1、身体有能さの認知：自己の運動能力、技術に対する肯定的認知に関する項目
- 2、統制感：練習・経験によって自己の運動能力をコントロールできると認知しているかに関する能力
- 3、需要感：仲間として認められているという認知に関わる項目

このように部活動を通して、生徒の運動有能感を高めていくことにより生活の質の向上を狙うことができるのである。このようにみると部活動、運動によるメリットは数多く存在し、この経験は人生で欠かせないもののように見えてくる。しかしながらこれを裏返すと、部活動を経験していない者は人格形成がなされておらず、人間として成長できていないということになってしまうのではないのかと思えてくる。また、たまたま部活動に適應できず、途中で辞めてしまった者は社会の不適合者とみなされてしまうのか。また、現行の文部科学省やスポーツ庁の定めるガイドラインに沿って指導・教育を行えば、優れた人間が形成されるのであろうか。その点に関して我々は疑問に感じる。小川・岡田（2017）は「部活動において育まれる『忍耐力・責任感・協調性・上下関』が、信頼・友情を深め、好ましい人間関係の構築や自己の能力・態度・礼儀などの自己形成に有効的である」と述べるが、部活動は人格形成・自己の能力を育む

機会であり、ただ所属するだけでこれらの能力が身につくという訳ではない。部活動という環境において自身の意思、考え方のもと人格は形成されるのである。強制において個人の意見・考え方をないがしろする部活動は、本来の部活動の在り方ではない。近頃、部活動に関連した諸問題が多く発生しており、本来の部活動の目的からは大きく逸脱した状況になってしまっていると思える。このような現状を、事例を踏まえながらみていこうと思う。

第4章 運動部活動による不祥事

ここでは全国の高等学校や中学校の運動部が起こした不祥事をまとめているデータベースから、いくつかの事例を取り上げ、その原因について考察していく。

事例①、2001年10月

滋賀県大津市の県立北大津高校の格技場で、空手部の男子部員(高1)が同じ部活生徒7人(15-17)から集団暴行を受ける。

硬膜下血腫で一時意識不明に陥る。その後意識は回復したものの右半身不随や高次脳機能障害・視力低下などの後遺症が残る。

以前から被害生徒に対して継続的ないじめがおこなわれており、両親が顧問教諭に相談していたが、顧問教諭が不在時に集団暴行事件が発生した。

加害者：上級生、同級生

事例②、2003年10月

福島県須賀川市の須賀川市立第一中学校の女子生徒(中1)が、柔道部の練習中倒れ、意識不明の状態が2年以上も続く。

当初、練習中の事故と思われていた。3ヵ月後、両親から依頼を受けた弁護士による生徒への聞き取り調査から、主将である男子部員(中2・13)にリンチまがいの練習を強要されて重傷を負ったことが判明した。

加害者：上級生

書式変更：インデント：左 1 字

事例③、2005 年夏

大阪府大阪市の大阪市立田辺中学校のサッカー部顧問（48）が夏休みの練習で、ペナルティーキックの練習でゴールを外した部員に全裸ランニングを強要し、5～6 人の部員が全裸で走らされた。事件翌日、保護者が学校に苦情を申し入れたが、校長は「サッカー部の顧問のなり手がなくなる」などとして大阪市委員への報告を怠っていた。

加害者：顧問

事例④、2005 年 12 月

長野県小県郡丸子町の県立丸子実業高校の高山裕太くん（高 1・16）が、自宅で首吊り自殺。裕太くんは所属するバレー部内でのいじめや暴力を訴えていたが、学校は対応策をとらず、校長が約束した加害生徒と校長の謝罪文ももらえなかった。学校は登校拒否を続ける裕太くん「このままだと留年になる」と登校を促していた。

加害者：上級生

事例⑤、2006 年 7 月

徳島県の県立徳島商高校のサッカー部で、男子部員 3 人（高 3）は下級生部員（高 2）が高校総体プログラム用の写真撮影に来なかったことに腹を立て、部室に呼び出し、正座させて腹や背中をけるなどした。男子部員は肝臓の静脈から出血し、1 か月の重傷を負わせた。

加害者：上級生

事例⑥、2009 年 8 月

大阪府大阪市の大阪信愛女学院のバスケットボール部で遠征中、男性顧問が女子部員（高 3）の態度に立腹し、左手を蹴って全治 246 日間の骨折を負わせた。

加害者：顧問

事例⑦、2009 年 8 月

山形県酒田高校の野球部の寮の部屋で、部員 7 人（高 3）が飲酒。同校は夏の全国高校野球選手権大会で、山形県代表として出場していた。 ix

部活動に関連する事件についてこれらはほんの一例に過ぎず、他にも数多く発生している。またこれらの加害者には同級生だけでなく、上級生、顧問も存在する。小川・岡田（2017）は部活動を通して『先輩や後輩とのかかわり』等を得る中で、好ましい人間関係を築きながら自らの人格形成に向け、獲得した能力、態度、礼儀を自己認識し自己形成への努力が確認できた」と述べていた。しかしながら実際は部活動という狭い社会の中での上下関係が根深く存在しており、顧問、上級生からの高圧的な態度に対して生徒、下級生は委縮し善悪の判断がついていても、意見することができないという状況に陥ってしまっているのではないかと考える。中には事例3のように学校側に訴えているのも関わらずもみ消されてしまっている事例も存在する。また複数人での犯行が多く、コミュニティ内で権力を持つ人間、あるいは同期内でのオピニオンリーダー的存在の意見に流されてしまうなどの傾向があるのではないかと考える。顧問による体罰を受けている生徒や、同級生・上級生からいじめをうけている生徒の存在を他の部員は認知していたのか。そして認知していたのならば、それを他の組織、教員に報告できなかったのか、それともさせない環境だったのか。そこまでの状況の調査をすることは不可能であるが、このことから部活動が必ずしも好ましい人間関係を築くと一概に結論付けることは出来ない。現行の部活動の絶対的な上下関係や日本特有の服従制度、いじめ、体罰問題を考えると部活動は生徒の人格形成に悪影響を及ぼす可能性があると言える。

第5章 体罰・いじめの現状

このように近年、日本の教育現場や部活動においての社会問題のひとつが体罰である。我々は体罰を「顧問(教員)、上級学年からによる教育、指導からはかけ離れた類の暴力」と定義することにする。運動部活動の指導者は、これまでに熱心な取組、適切な指導方法によって多くの成をあげてきたが、指導に当たって、学校教育法で禁止されている体罰を厳しい指導として正当化するような

認識があるとしたら、それは誤りであり、許されないものである。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されるものではない。しかし、2012年度に発生した体罰の状況について、全国の国公立学校における体罰の報告件数が6700件を超えている^x。体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されない。こうした原因もあり、運動部活内では、いじめや暴力行為が発生し問題視されている。このような体罰などが発生してしまう原因も、現在の部活動のあり方や、教師や上級学年による圧力に抵抗できない環境によるものと考えられる。また「体罰には教育効果はなく、体罰行使は心理的な悪影響を及ぼす」^{xi}西谷（2015）といったように生徒の精神面にもダメージを負わせてしまうのである。西谷(2015)の主張では体罰が根絶しない要因として部活動、顧問に「勝利至上主義」や「根性論」の考え方が根付いてしまっている事を指摘している。

アメリカにおける体罰の現状をみていこうと思う。アメリカにはテキサス州、ミシシッピ州などの体罰を容認する州と、ニュージャージー州などの体罰を法で禁止している州が存在する。体罰が容認されているといってもいきなり行使されるわけではなく、「Verbal Warning to Student(口頭での子供への警告)」に始まり Counselor-Student Conference(カウンセラーと子供との面談)など体罰に至るまでにはいくつかの懲戒がなされ、その後体罰に至る」片山（2014）^{xii}とされている。いくら段階があるとは、なぜ体罰を容認する風潮があったのか。それは宗教観による違いだと思われる。キリスト教の諺である Spare the Rod, Spoil the Child（鞭を惜しめば、子供はだめになる）がその一例であり、体罰を助長する表現であるといえる。しかしながらそのような文化、考え方が支配しているなか体罰は衰退に向かっていった。片山(2014)はそのポイントとして6つの視点を挙げている。その6つの視点とは、①教育制度の整備、②教育思想や教育方法の刷新、③教員の職責の変化、④訴訟の影響、⑤差別の視点、⑥チャイルド・アブ्यूズや子どもの権利の視点、である。19世紀ごろからアメ

リカの公立学校は徐々に制度化されていき、学校制度が一般大衆に開放された。この流れのなかで教員養成にも力が注がれるようになり体罰を制限、廃止へと向かわせた。このように現在アメリカでは体罰が衰退している傾向があるものの、一部の州では教育の中での範囲として容認されているということが分かる。

第6章 海外のクラブ活動との比較

次に日本と海外の部活動(クラブ活動)について比較していこう。海外においても運動部活動は存在しており、活発に活動している代表的な国がアメリカである。まず、各国中学校・高等学校段階のスポーツの場に関する類型を見いていこうと思う。

表①：各国中学・高校段階のスポーツの場に関する類型 xiii xiv

中澤（2015）作成

学校中心型	学校・地域両方型	地域中心型
日本	カナダ ポーランド	ノルウェー
韓国	アメリカ ロシア	スウェーデン
中国	ブラジル イスラエル	フィンランド
台湾	スコットランド エジプト	デンマーク
フィリピン	イングランド ナイジェリア	ドイツ
	オランダ ケニア	スイス
	ベルギー ボツワナ	コンゴ
	フランス マレーシア	イエメン
	スペイン オーストラリア	タイ
	ポルトガル ニュージーランド	

引用：<http://synodos.jp/education/12417>（一部編集）

表①を見て分かるように、日本、特にアジアの国々の部活動・スポーツの場というのは珍しいものであるというのが分かる。「学校中心型」とは、青少年スポーツの場が学校の運動部活動中心となっている国であり、「地域中心型」とは、青少年スポーツの場が地域のクラブが中心となっているということである。(中澤 2015) 対象 34 カ国のうち、最も多く当てはまったのが「学校・地域両方型」であり、アメリカを代表として 20 の国が該当している。

日・米の運動部活動を、「各学校の部数」「生徒加入率」「活動状況」「指導者」「指導目的」の点から比較していく。順にみていくと、日本において多数の運動部を持つのが一般的である。それに対して米ではアメリカンフットボールやバスケットボールなどの代表的な種目のみに絞る学校が多い。また入部は強制ではなく、トライアウト制を設け入部希望者を競技の能力により選抜することもある。日本において、生徒に対し入部を強制している割合は中学校では 54.6%、高等学校においては 16.6% である。生徒の加入率においては、日が 50～70%、に対し米は 30～40% 台とやや低い。活動状況においては、ともに日本とアメリカにおいて組織的に高度化された活発的なものになっている。しかしアメリカではシーズン制を用いるため、一年中活動しているわけではない。指導者の点では、経験または関心があるものが従事している点は 2 か国とも共通している。一つ違うとすればアメリカでは専門コーチとして教師とは別のものが指導に当たる場合が多い。また、日本では経験・関心がないものが担当する場合があるということだ^{xv}。というように、指導者の違いから、指導目的も異なってくる。アメリカにおいては競技能力の向上が第一に挙げられるが、日本においては人間形成・人格形成が第一であるとされる。この 2 か国の統括的な特徴を対比すると、アメリカでは「競技活動」、日本では「教育活動」がメインとされる。またイギリスにおいては、「レクリエーション活動」の一環として運動部活動を取り入れており、学習の息抜きとして存在している。海外においては、教育活動とは離れた存在として運動部活動が存在するのが一般的である。教育活動や人格形成がスポーツと密接な関係にあるとされる日本の考え方は特殊であるといえる。また中澤 (2011) は日本の「運動部活動の成立自体の不

思議さ」として次の5点が挙げられている。第1に、運動部活動が青少年スポーツの中心的立場としてこれほど大規模に成立している国は、日本以外にない点、第2に、運動部活動が教育課程外の活動である点、第3に、運動部活動が成立するかどうか、生徒の意思よりも学校や教師の働きかけに大きく依存している点、第4に、運動部活動を支える学校や教師は、少なからぬ負担を被っている点、第5に、これまでに運動部活動を地域社会へ移行させようと試みてきた点である。こうしてみると日本の部活動の在り方というのは、世界的にみて特異であり、日本独自の文化であるということが分かる。

第7章 アンケート結果・考察

そこで我々は、より具体的に部活動の内部を調査するために、中学校、高校時代に運動部活動を経験した大学生以上150人（男：110人・女40人）を対象に以下のアンケートを取った。

Q1 先輩・後輩の関係は厳しいものであったか？

Q2 部活動をやってきた中で社会的に悪いことが流行したことがあったか？
（例：イジメ等）

Q3 仮にそういう悪い流れがあったとしても自分で善悪の判断できるか？

Q4 自分は周りの悪い流れに流されることは全くなかったか？

Q5 また、それが先輩からの命令・指導だとしても断ることのできる環境であったか？

Q6 指導者のご指導は自分を正しい方向へ導いてくれたと思うか？

Q7 これまでの自分の実体験を踏まえて、日本の部活動はどこをどう変えれば、より良いものになると思うか？

そして以下表②がこれらの質問の結果をまとめたものである。

書式変更：インデント：最初の行：1字

表②：アンケート結果まとめ

	はい	いいえ
Q 1	57,3%	42, 7%
Q 2	54, 7%	45,3%
Q 3	56%	44%
Q 4	41, 3%	58,7%
Q 5	48%	52%
Q 6	76%	24%

Q1 の先輩・後輩の関係が厳しいものであったと答えた割合は 57, 3%であり、我々が思っていたより低い数字となった。そして Q2 では 54,7%が部内で社会的に悪いことが流行したと回答している。例としてはイジメ、万引き、喫煙、飲酒などが挙げられ、およそ半数以上がこのような経験しているということが分かった。しかし Q3 では 56%が善悪の判断できたと回答している。44%がその判断ができなかったということになり、この数字はすこし多いと思える。そして Q4 では 58, 7 が悪い流れに流されてしまったと回答していて、およそ 6 割が、善悪の判断がつきながらも他の部員らに流されてしまったという経験をもっているということになる。Q5 ではそのような悪い事が先輩からの命令だとして、断ることができるとしたのが 48%となった。およそ半数が先輩からの命令には断ることができない環境だったということになる。これら Q1 から Q5 をまとめるとやはり部内で発生した悪い流れというのは伝染してしまい、半数以上は善悪の判断がつきながらも流されてしまうということが分かった。最後に Q6 では、76%が指導者は自分を正しい方向に導いてくれたと答えており、我々が思っていた以上に指導者への印象は良いという結果となった。そして以下が Q7 において対象者らが感じた、部活動の改善案の意見の一部である。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

表③: Q7 回答まとめ

意見①	日本の社会的文化として、年功序列が存在しており、その点を根本的に変えることができれば日本の部活動における上下関係や指導面でのハラスメントは撲滅しないと考える。
意見②	各々が自分の考え方を他社に押し付けて強要することをせず、個性として受け入れることが大事だと思う。
意見③	指導者が部活の関する指導方法を学ぶ。

といった意見が挙げられた中、「自分の所属していた部活動は良い環境だったため、このままでも良いのではないか」という意見もあった。

また以下体験談①、②はアンケートを取った際に補足して聞くことができた体験談である。

体験談①

中学生の時にサッカー部に所属していた A 君。中学二年生の時に部内の A 君の学年で万引き行為が流行してしまったという。2、3 人が発端として万引き行為を始め、それに連なってほぼ半数の部員が万引き行為を行ってしまった。また A 君の学年の中心となる人物も万引き行為を行っていた。A 君をはじめ数人は「やってはならない事」という認識はあったものの、その部員達に注意することはできず、万引き行為はエスカレートしていった。その後、一人の部員の万引き行為が店員に見つかり学校に連絡されたため教員達に発覚した。そして芋づる式に発覚し、万引き行為を行った部員は謹慎処分となった。なおこの事件では、下級生に強要する行為は存在せず、A 君の学年の部員のための犯行であった。A 君は周りの部員が万引き行為をしていることを見て見ぬふりをしていた、という事実に関して、「注意しにくい雰囲気があった」と話していて、悪いことであるがあまり関わらないようにしていたという。

このように学年のなかでも中心となるオピニオンリーダー的存在に流されてしまい、善悪の判断がありながらも行動に移すことが出来ないという体験があった。また、部活動内という狭く、閉鎖的な環境であると、悪い流れも流行しや

書式変更: インデント: 左 1 字

すくなってしまう。中学生・高校生であればとくに、興味本位やスリルを味わうなどといった理由だけで、手を染めてしまいやすいということが分かる。これがさらに悪化すると、下級生や同期内の立場が低いものに強要させるという事態に発展しかねない。

体験談②

書式変更: インデント: 左 0.86 字

高校生の時にサッカー部に所属していたB君。彼は三年生の時のある練習試合で、上手くプレーすることが出来ず、監督から途中交代させられてしまった。その後、「お前は試合で使わない。ずっと走ってろ。」などと言いつたれてしまい、その日は終わりまでランニングトレーニングに努めたという。翌日以降も練習には参加させてもらえず、グラウンドの隅でランニングトレーニングしか出来ない状況がおよそ一ヶ月以上続いた。その監督はいわゆる「干す」ことを度々行う人物であった。もちろん、監督のその行為は部員の奮起を狙った、意図したものという可能性もある。しかしB君ら数人部員の受けた印象は、監督のお気に入りじゃない部員への八つ当たりのようなものであったという。B君が干されている時、キャプテン等の監督と近い立場にいる部員も、この話を持ち出すことは出来ない雰囲気であり、監督の絶対的な環境であった。B君は「試合でミスをしたのは自分であるし、しょうがない。」と話しているが、果たしてこのような監督の絶対的環境は、教育目的とされ、生徒の人格形成に繋がっていくのだろうか。

このように監督等の絶対的権力があり、部員らは監督に意見することができない環境が存在してしまっているのである。生徒の奮起を促すために、「干す」といった行為をする指導者も存在するが、度を越えてしまえば教育目的から大きく逸脱してしまう。この場合、一ヶ月以上という期間はとても長いものであり、奮起を狙ったものにはみえず、監督の気分や意地のようなものが感じ取られ、指導者として適切な行為ではない。これをキャプテンや、また監督以外の顧問などが意見できるような環境づくりに努めなくてはならないはずである。

第8章 部活動の今後

このような結果、現状を受け、部活動というものは適正な指導をしていかなくては生徒にとって、悪影響を与えてしまうということが分かる。本来部活動は技術力の向上が目的なのではなく、教育活動の一環として行われているはずである。しかしながら今まで述べたように、現在教育目的の場とは思えない事件が多く起こってしまっている。ではどのようにすれば現状を改善できるのだろうか。我々は3つのポイントがあると考えている。

1つ目は、「閉鎖的環境の打破」西谷（2015）である。西谷氏（2015）は運動部活動が閉鎖的環境であることが顧問の絶対的権力を促してしまうことを指摘している。また杉本・新井野・松尾（2015）は運動部空間の「閉鎖性」「密室性」「指導者の権威性」が体罰・暴力・ハラスメントを誘発しやすい指導環境である^{xvi}、杉本・新井野・松尾（2015）と述べている。ではこの環境を打破するためにどのような方法があるのか。

それは第三者による監督であったり、地域と連動したりするなど「見える化」を促進することである（杉本・新井野・松尾（2015））。部活動内は狭い社会であるため指導者、先輩などの独裁的な状況や、生徒、下級生への支配関係や従順関係に陥りやすい。それを防がなくてはならない。実際に顧問ではなく、外部からコーチを雇っている学校も存在している。こうすることで部活動内に体罰やいじめ、教育から著しく離れた行為が行われていることを第三者が察知することができる。また2013年に東京都教育委員会が発表した「体罰根絶に向けた総合的な対策」では、今後部活動単位で保護者や地域関係者との意見交換会を開催し、指導方針の説明、指導状況の説明を行っていく^{xvii}と記されている。4年後の2017年に文部科学省が全国の中学校を対象に集計したデータ^{xviii}で、「運動部活動での指導内容や指導方法の充実のためにどのような取組を行っていますか。」という質問に対して、「保護者への説明会を開催している」と回答したのは、東京都で72.7%であった。しかし、同データの全国の割合は57.8%であり、なんとか過半数といった状況であり、まだまだこの数値を増や

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

していかななくてはならない。説明会、意見交換会を行い、より開けた部活動を目指すことで、問題が発生しにくくなるはずである。

2つ目のポイントは、教師、顧問の待遇の改善である。部活動顧問の低賃金での長時間労働などといった“ブラック化”が深刻となっている。いままでの部活動顧問への手当は休日の4時間程度で3000円であったが、2018年1月に3600円へと引き上げられた^{xix}。このように現状では4時間程度働かなくては給料が発生しない状況となっており、またその賃金も時給に換算すると1000円を下回っており、おおよそ最低賃金である。これは勤務に見合った手当を受けているとは思えない。実際の部活動勤務時間では、平日およそ1時間、休日およそ3時間^{xx}となっていて事実無償で働いている現状があるのかもしれない。また手当だけでなく待遇に関しても充分でない点がある。部活動顧問を担当する際、教師自身が経験したことあったり好きな競技の部活の顧問を担当できるならよいのだが、現状はうまくいかない。スポーツ庁のデータ(2017)では、「教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技の経験がない」教員の割合は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%となっている。おおよそ2人に1人の教員が未経験競技を請け負っている。また担当部活動に対して意見が通らなかったり、人員不足などの影響で無理矢理の割り振りや、押し付けられることも起こりうる。そのため副顧問の設置も充分ではなくなってしまう、顧問の負担が増大してしまう。このような待遇が生徒に悪い形で還元され、悪循環に陥ってしまっていると考える。これの改善を図るために、賃金の適正化であったり、外部指導員、副顧問の設置の義務化による顧問の負担の軽減を実施する必要がある。東京都教育委員会の『体罰根絶に向けた総合的な対策』では、「今後すべての顧問教諭や外部指導員を対象として指導者講習会を開催し、基本的なスポーツの理解や指導方法、言葉で伝える力を高める指導法、著名な指導者による優れた指導を追及する研修」などを実施していくと記されており、教員の質の向上に努めようとしている。もちろんこの講習にも見合った賃金を支払わなければ意味がないが、こうしていくことで、教員の質の向上につながり、それが生徒への優れた指導へつながるという好循環が生まれるはずである。

書式変更: インデント: 最初の行: 1 字

そして3つ目のポイントとは、部活動の「地域との分散化」である。現在日本の中学・高校段階のスポーツの場は、表①から分かるように「学校中心型」に属するという見解がある。中澤氏(2015・2017)によるとこのパターンは対象の34ヵ国中一番少ないとされている。最も多くの国があてはまるパターンというのが「学校・地域両方型」であり、これは学校と地域のクラブとの両方で青少年スポーツが行われていることを指す。日本の部活動もこのパターンを目指していくべきであると考え。上2つのポイントで指摘したように、教員に対する大きな負担が指導力の低下に繋がり、生徒への行き過ぎた指導をしてしまったり、上級生によるいじめなどを抑止できなくなってしまう。その改善のために地域クラブを充実させ、学校部活動というものはあくまでも教育目的のみの活動に専念させるというものである。地域クラブの専門のコーチに技術的指導を委託することにより、未経験競技を指導するなどといった負担を解消することができる。このように地域クラブを充実させ、部活動と連動させることで指導力の向上、また教員の負担の減少に努めることが可能なはずである。

以上3つのポイントを軸に部活動というものを変革していくことで、現状の中学、高校の運動部活を取り巻く、閉鎖的環境による周りに流され適切な善悪の判断ができない雰囲気、権力による絶対的な環境、教師の待遇の改善による指導力の向上などといった改善につながっていくと考える。

第9章 おわりに

このように日本の部活動というものは、表向きには輝かしいものとして脚光を浴びているが、その反面、一部負の側面というものも根強く存在し、あらゆる問題を抱えている。また中学校・高等学校の部活動に限らず、大学での部活やプロスポーツ選手など、善悪の判断が付き、自分の意志で行動できる世代の不祥事、問題というのも多く発生している。このような事件を見ていると、本当にスポーツというものは良い、として見ていいものな。部活動内、協会内などの閉鎖された空間において上からの絶対的な権力という支配を改善していかななくてはならない。

部活動には日本独自の考え方が深く根付いてしまっているため、そこからの脱却は難しいものであるが、部活動における正の側面を伸ばしていくためにも、改革は必要であると提言する。

- i 小川潔 岡田大爾『中学・高校の部活動が生徒の自己形成に及ぼす影響—自己指導能力に関する大学生の自己認識を通して—』2017、19項
- ii 文部科学省『運動部での指導のガイドライン（平成25年5月）』2013
- iii 文部科学省スポーツ庁『運動部活動の現状について（平成29年5月）』2017
- iv 文部科学省スポーツ庁『運動部活動等に関する実態調査 集計状況』2017
- v 文部科学省『運動部活動の在り方に関する調査報告（中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）（平成9年12月）』1997
- vi 文部科学省『我が国の文教施策』1998年10月30日
- vii 岡澤祥訓 三上憲孝『体育・スポーツにおける「内発的動機付け」と「運動有能感」との関係』1998
- viii 杉山翔一『運動の有能感を高め、主体的に運動に取り組む児童の育成—「ウォーミングアップドリル・簡易ゲーム」を活用したサッカーの実践を通して—』2016、12項
- ix 『体育会系部活動における事件等』
<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/list04.html>
情報最終確認日 2018年9月10日
- x 文部科学省『体罰の実態把握について』2013
- xi 西谷和樹『日本の運動部活動における体罰の研究～部活動のあり方について～』2017、1項、6項、7項
- xii 片山紀子『アメリカの学校における体罰の衰退』2014、57項、59項
- xiii 中澤篤史『運動部活動は日本独特の文化である—諸外国との比較から—』2015、1項
- xiv 中澤篤史『そろそろ部活のこれからを話ませんか』大月書店 2017
- xv 中澤篤史『学校運動部活動研究の動向・課題・展望：スポーツと教育の日本特殊的関係の探求に向けて』2011
- xvi 杉本厚夫 新井野洋一 松尾哲夫『学校運動部活動及び指導者をめぐる構造改革に向けた具体的提言』2015、1項、3項
- xvii 東京都教育委員会『体罰根絶に向けた総合的な対策 部活動指導等の在り方検討委員会報告書 平成25年9月12日』2013
- xviii 文部科学省『運動部活動に関する調査結果の概要に係る基礎集計データ』2017
- xix 中澤篤史『部活動顧問教師の労働問題—勤務時間・手当支給・災害補償の検討』2017
- xx 文部科学省スポーツ庁『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン 作製検討会議 運動部活動の現状について 平成29年5月』2017

参考文献 参考 URL

小川潔 岡田大爾『中学・高校の部活動が生徒の自己形成に及ぼす影響—自己指導能力に関する大学生の自己認識を通して—』2017
文部科学省『運動部での指導ガイドライン（平成25年5月）』2013

文部科学省『運動部活動の在り方に関する調査報告（中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）（平成9年12月）』1997

文部科学省『我が国の文教施策』1998年10月30日

文部科学省『体罰の実態把握について』2013

文部科学省『運動部活動に関する調査結果の概要に係る基礎集計データ』

2017

文部科学省スポーツ庁『運動部活動の現状について（平成29年5月）』2017

文部科学省スポーツ庁『運動部活動等に関する実態調査 集計状況』2017

文部科学省スポーツ庁『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作製検討会議 運動部活動の現状について 平成29年5月』2017

岡澤祥訓 三上憲孝『体育・スポーツにおける「内発的動機付け」と「運動有能感」との関係』1998

杉山翔一『運動の有能感を高め、主体的に運動に取り組む児童の育成—「ウォーミングアップドリル・簡易ゲーム」を活用したサッカーの実践を通して—』

2016

西谷和樹『日本の運動部活動における体罰の研究—部活動のあり方について—』2017

片山紀子『アメリカの学校における体罰の衰退』2014

中澤篤史『運動部活動は日本独特の文化である—諸外国との比較から—』

2015

中澤篤史『そろそろ部活のこれからを話ませんか』大月書店 2017

中澤篤史『学校運動部活動研究の動向・課題・展望：スポーツと教育の日本特殊的关系の探求に向けて』2011

中澤篤史『部活動顧問教師の労働問題—勤務時間・手当支給・災害補償の検討』2017

杉本厚夫 新井野洋一 松尾哲夫『学校運動部活動及び指導者をめぐる構造改革に向けた具体的提言』2015

東京都教育委員会『体罰根絶に向けた総合的な対策 部活動指導等の在り方検討委員会報告書 平成25年9月12日』2013

『体育会系部活動における事件等』

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/list04.html>』

情報最終確認日 2018年9月10日